



厚生労働省福島労働局発表

平成23年4月6日

※地震関連第42報

担当

福島労働局職業安定部職業安定課

課長 馬場一郎

課長補佐 室井正広

電話 024-529-5152

### 「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の拡充・要件緩和について

平成23年4月6日以降に東日本大震災で被災された既卒者※を採用した場合には、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」が、次のとおり拡充されますのでお知らせします。

#### ① 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

平成21年3月以降に大学等（短大、高専、専修学校を含む）を卒業後、安定した就労経験がない既卒者が対象

##### 【現行】

1事業所1回限りの支給

正規雇用6カ月定着後の支給額  
100万円

##### 【平成23年4月6日以降】

1事業所最大10回（震災特例対象者10人）まで支給が可能へ拡充

120万円に増額

#### ② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない既卒者が対象

##### 【現行】

正規雇用3カ月定着後の支給額  
50万円

##### 【平成23年4月6日以降】

60万円に増額

※対象となる既卒者は、福島県内に居住する全ての方が対象となります（平成23年3月11日以降に被災地外から福島県に転居した方を除く。）。

詳しくは、福島労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

## 【既卒者の採用をお考えの事業主の皆さまへ】

**東日本大震災により被災した学生・生徒のために緊急的な募集・採用をお願いします!**

**3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の拡充・要件緩和しました!**

**被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、そうした方々を採用する事業主に対して、特例措置として奨励金の支給額の拡充・要件緩和を行います。**

- ※ 被災した卒業後3年以内の既卒者（以下、「震災特例対象者」とは、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）のうち、災害救助法適用地域に住居する方（平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した方を除く。）をいいます。
- ※ 平成23年4月6日以前にハローワークまたは新卒応援ハローワークから震災特例対象者の要件を満たす方の紹介を受けている場合は、各奨励金の特例措置の対象とはなりません。

### 3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金

平成21年3月以降に大学等を卒業後、安定した就労経験がない既卒者が対象

正規雇用から6か月定着した場合に100万円支給（奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り）

- ※ 「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れた場合は、特例的に正規雇用から6か月定着した場合に120万円支給（雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回（震災特例対象者10人）まで支給が可能）

### 3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金

平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者が対象

有期雇用期間（原則3か月）：1人月額10万円、正規雇用から3か月後：50万円

- ※ 「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れた場合は、特例的に正規雇用から3か月定着した場合に60万円を支給

- ※ 「震災特例専用求人」とは、震災特例対象者に限定した奨励金対象求人をいいます。
- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている方で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。（ハローワークまたは新卒応援ハローワークから職業紹介を受ける前に、対象者を雇用することを約している場合は、支給対象になりません。）

奨励金の支給には、一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク